

**定めようとする命令等の題名**

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示

**根拠法令**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 3 項

**行政手続法に基づく手続であるか否か**

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）である

**問合せ先（所管府省・部局名等）**

原子力規制庁原子力規制部 原子力規制企画課  
電話番号：03-5114-2109（直通）

**命令等の公布日**

令和 6 年 10 月 15 日

**行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由**

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に定める事項に該当するため、意見公募手続を行いませんでした。